

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成31年4月9日（平成31年（行個）諮問第67号）

答申日：令和2年3月13日（令和元年度（行個）答申第148号）

事件名：本人に係る東京労働局管内のハローワークシステム求職管理情報の不
訂正決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「東京労働局管内のハローワークシステム求職管理情報と求職票」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、不訂正とした各決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）27条1項の規定に基づく各訂正請求に対し、平成30年11月28日付け東労発総個訂第30-4号ないし第30-6号により東京労働局長（以下「処分庁」という。）が行った各不訂正決定（以下、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

「求職者に対する職業相談・職業紹介のため」とする本件対象保有個人情報の利用目的と「一般職業紹介業務取扱要領」（P69・43～44）の記載内容から、本件対象保有個人情報である「求職情報」は、「職業相談または職業紹介の為、求職者の立場になった支援につなげる、前の相談員から次の相談員へ伝達される引継文書」と解すべき内容のものです。

そこに記載する内容は、当該内容を記載することにより得られる効果と記載しないことによる効果とを比較衡量し、その目的達成が容易になる様努めて記載すべきと考えられます。

特定ハローワーク特定職員による記載内容は、求職者（国民）である審査請求人に対し小馬鹿にした様な意見が散見し、「求職者の立場に立った支援につなげる意識」など全く感じられません。通達『一般職業紹介業務取扱要領』を無視した記載など無効です。

何卒，事情ご察しの上，原処分を変更し，訂正いただけますよう宜しくお願いします。（中略）

通達「一般職業紹介業務取扱要領」には，職業相談後，必ず求職管理情報に記録を残すことになっています。が，しかし，記録されていない。審査請求人は，その加筆を求めています。（以下略）（資料略）

（２）意見書

審査請求人は，本件審査請求及び本件訂正請求・利用停止請求に先立って，福岡所在の総務省行政相談所の担当者（総務省OB）に開示いただいた内容を見て頂きました。「いきなり・・・」「突然・・・」「意味不明」等の表記について，（中略）同氏は呆れて，肩を落とし，言葉すらない状態でした。（中略）

行政庁は，もう少し，行政文書として恥ずかしくない表現を心がけて頂きたい。（以下略）（資料略）

第 3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

（１）審査請求人は，平成 30 年 10 月 1 日付け（同月 2 日受付）で処分庁に対し，法の規定に基づき本件各訂正請求を行った。

（２）これに対して処分庁が，不訂正の原処分を行ったところ，審査請求人はこれを不服として，同年 12 月 28 日付け（平成 31 年 1 月 9 日受付），平成 31 年 1 月 6 日付け（同月 9 日受付）及び同年 1 月 7 日付け（同月 10 日受付）で本件各審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件各審査請求について，原処分は妥当であると考えます。

3 理由

（１）本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報が記録された文書は，平成 30 年 9 月 18 日付けで審査請求人に対して一部開示決定された「東京労働局管内のハローワークシステム求職管理情報と求職票」である。

（２）訂正の要否について

職業相談の記録に当たり，公共職業安定所の担当者は，求職者からの相談内容等について，必要と判断した内容の記載を行っている。

本件審査請求を受けて，諮問庁において処分庁に対し確認したところ，本件訂正請求書及び審査請求書において，本件対象保有個人情報のうち，審査請求人が訂正を求める部分に関し，その発言の有無や内容が客観的事実と異なると判断できる具体的根拠は認められなかった。また，処分庁において担当者に確認したところ，相談記録について，その内容が真実であると証明するものはないものの，当該担当者に事実と反する内容を記載したという認識はなく，かつ，審査請求人からの聴取内容を意図

的にわい曲して記載したという認識もなかったとのことである。

以上のことから、本件訂正請求について、審査請求人の訂正請求に理由があるとは認められず、法29条の保有個人情報の訂正をしなければならない場合には該当しない。

(3) 原処分の妥当性について

原処分における不訂正の経緯は、上記(2)のとおりであり、これについて不自然・不合理な点はなく、諮問庁としては、原処分は妥当であると判断するものである。

(4) 審査請求人の主張について

審査請求人から提出された審査請求書の別紙の内容は、職業相談窓口に関する要望等であり、審査請求人の主張は、上記諮問庁の判断に影響を及ぼすものではない。

4 結論

以上のとおり、原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきものと考えらる。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|-----------|-------------------|
| ① | 平成31年4月9日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 令和元年5月7日 | 審査請求人から意見書及び資料を收受 |
| ④ | 令和2年2月26日 | 審議 |
| ⑤ | 同年3月11日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件各訂正請求及び原処分について

本件各訂正請求は、審査請求人が法12条1項に基づき開示請求を行い、平成30年9月18日付け東労発総個開第30-615号により一部開示決定された本件対象保有個人情報の一部について、別紙のとおり訂正を求めるものである。

本件各訂正請求に対し、処分庁は、法29条の当該訂正請求に理由があると認めるときに該当しないとして、不訂正とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、別紙のとおり訂正を求めているが、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報の訂正請求対象情報該当性及び訂正の要否について検討する。

2 訂正請求対象情報該当性について

(1) 訂正請求の対象情報について

法27条1項は、何人も、同項1号ないし3号に該当する自己を本人とする保有個人情報について、その内容が事実でないと思料するときは、当該個人情報の訂正請求を行うことができるとしているが、その対象は

「事実」であって、「評価・判断」には及ばないと解される。

また、訂正請求者は、開示を受けた保有個人情報のうち、①どの部分（「事実」に限る。）について、②どのような根拠に基づき当該部分が事実でないと判断し、③その結果、どのように訂正すべきと考えているのか等について、訂正請求を受けた行政機関の長が当該保有個人情報の訂正を行うべきか否かを判断するに足りる内容を自ら根拠を示して明確かつ具体的に主張する必要がある。

そして、訂正請求を受けた行政機関の長が、当該訂正請求に理由があると認めるときは、法29条に基づき、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならず、一方、訂正請求者から明確かつ具体的な主張や根拠の提示がない場合や当該根拠をもってしても訂正請求者が訂正を求めている事柄が「事実でない」とは認められない場合には、「訂正請求に理由があると認めるとき」に該当しないと判断することになると解される。

(2) 訂正請求対象情報該当性について

ア 本件対象保有個人情報は、上記1のとおり、審査請求人が別途、法の規定に基づく保有個人情報の開示請求を行い、開示を受けたものであることから、法27条1項1号に該当すると認められる。

イ 当審査会において、諮問書に添付された本件対象保有個人情報を確認したところ、別紙に掲げる訂正請求部分は、求職管理情報の「コメント」欄に記載された特定公共職業安定所の担当者による相談記録であり、審査請求人の発言内容又は審査請求人に係る相談状況を担当者が記録したものであることから、いずれも、法27条1項の訂正請求の対象となる「事実」に該当すると認められる。

3 訂正の要否について

(1) 理由説明書の記載（上記第3の3(2)）及び当審査会事務局職員をして諮問庁に対し詳細な説明を求めさせたところによると、原処分ของ妥当性について、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

処分庁に対し確認を行ったが、本件訂正請求書及び審査請求書において、本件対象保有個人情報のうち審査請求人が訂正を求める部分に関し、相談人である審査請求人の発言の有無や内容が事実と異なると判断できる具体的根拠は認められない。

処分庁において審査請求人の相談対応をした担当者に確認したところ、相談記録について事実に反する内容を記載したという認識はなく、かつ、審査請求人からの聴取内容等を意図的にわい曲して記載したという認識もないとのことである。

また、求職管理情報への相談状況に関するコメント入力、求職者に対する職業相談を行った担当者が、通例、職業相談から間を置かずに入

力するものであるため、その内容が事実と大きく相違するとは考えにくく、かつ、あえて事実でない内容を入力する理由もない。加えて、訂正を請求する情報が事実でない判断できる明確かつ具体的な根拠は、審査請求人からは示されていない。

- (2) 当審査会において、本件対象保有個人情報記録されている求職管理情報の「コメント」欄の記載内容を確認したところ、当該欄は、担当者が求職者に対する職業相談の内容等を記載するものであって、担当者が必要と判断した情報を記録するものと認められる。

また、当審査会において、審査請求人の本件訂正請求書、審査請求書及び意見書を確認したところ、当該部分の記載内容が同人の実際の発言内容と異なっており、事実でないということの客観的根拠が示されているものとは認められない。さらに、求職管理情報への相談状況に関するコメント入力、求職者に対して職業相談を行った担当者が、通例、職業相談から間を置かずに入力するものであるため、その内容が事実と大きく相違するとは考えにくく、あえて事実でない内容を入力する理由もないとする諮問庁の説明に不自然、不合理な点は認められず、また、これを覆すに足りる特段の事情も認められない。

したがって、本件訂正請求については、法29条に規定する「当該訂正請求に理由があると認めるとき」に該当するとは認められない。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件各不訂正決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報の各訂正請求につき、不訂正とした各決定については、本件対象保有個人情報は、法29条の保有個人情報の訂正をしなければならない場合に該当するとは認められないので、妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 高野修一，委員 久末弥生，委員 葭葉裕子

別紙 本件訂正請求の内容

- 1 求職管理情報（一覧表示）のNo. 2の「コメント」欄2行目12文字目ないし4行目最終文字及びこれに対応する求職管理情報（相談状況詳細表示）の「相談情報」の「コメント」欄1行目32文字目ないし2行目最終文字を削除すること。
- 2 求職管理情報（一覧表示）のNo. 3に対応する求職管理情報（情報別詳細表示）の「補足情報」の「コメント」欄4行目24文字目ないし5行目最終文字を「で、特定公共職業安定所Aに対し、督促した。」に訂正すること。
- 3 求職管理情報（一覧表示）のNo. 11の「コメント」欄及びこれに対応する求職管理情報（相談状況詳細表示）の「相談情報」の「コメント」欄の記載内容を「私は、『一般職業紹介業務取扱要領』P360～P362に書かれている特定公共職業安定所A（地方就職支援コーナー）から「他所への紹介依頼」によって特定公共職業安定所Bでの「個別求人開拓」実施をお願いに行きました。特定担当官Cからは、同要領は、雇用保険と違う読み方が必要であるのご教示賜りました。」に訂正すること。
- 4 求職管理情報（一覧表示）のNo. 16の「コメント」欄及びこれに対応する求職管理情報（相談状況詳細表示）の「相談情報」の「コメント」欄の記載内容を「①平成29年11月頃、遠方に在住にも関わらず。電話にて「求職者登録に来て下さい。」と、特定職（女性）が案内。その為、来所（郵送での求職者登録を検討すべき?）。②目的は、『一般職業紹介業務取扱要領』P360～362に書かれている特定公共職業安定所A（地方就職支援コーナー）から「他所への紹介依頼」によって特定公共職業安定所Bでの「個別求人開拓」の実施。③しかし、特定担当官Dは、地方就職支援コーナー担当でありながら、業務知識が薄く不信感を抱かれる。」に訂正すること。
- 5 求職管理情報（一覧表示）のNo. 15の次に「(1)年月日 H30. 3. 8（木）又はH30. 3. 9（金）頃と推定される。(2)内容 当方より、電話で、『一般職業紹介業務取扱要領』のP360～362を開いて頂くよう職員殿に依頼。一緒に、「他所への紹介依頼」と「U・Iターン希望者向け個別求人会開拓」について確認し合う。その際、職員殿は、「書いてありますね～」と認め。「上司に相談の上、後日、上司から連絡させます。」と言って電話を終えた。」及び「(1)年月日 H30. 3. 12（月）又はH30. 3. 13（火）頃と推定される。(2)内容 なかなか、特定公共職業安定所Aより連絡がない為、当方より電話をする。特定担当官C殿は、「特定公共職業安定所Bに電話した！」と強い口調で言い出し、無碍な

対応をした。肝心の『一般職業紹介業務取扱要領』「他所への紹介依頼」と「U・Iターン希望者向け個別求人開拓」について、何も説明がない。やがて、特定担当官C殿から説教めいた口調で、「Uターンしたんだろ～」「Uターンしたんだろ～」と言い出され、当方も「何～。貴様っ！」と一喝。怒鳴り合いに発展した。(3) 補足 当方は、その直後、東京労働局安定部へ電話し、顛末を伝えた。」を加えること。